

議案第 17 号

北本市国民健康保険税条例の一部改正について

北本市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

平成 22 年 2 月 23 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北本市国民健康保険税条例（昭和 46 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（平成 22 年度以降の国民健康保険税の減免の特例）

- 15 当分の間、平成 22 年度以降の第 25 条第 1 項第 2 号の規定による国民健康保険税の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。